

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和5年11月2日 03時30分ごろ |
| 発生場所 | 広島県大竹市甲島北岸 阿多田港本浦中防波堤灯台から真方位177°4.2海里（M）付近 （概位 北緯34°07.4′ 東経132°19.1′） |
| 事故の概要 | プレジャーボート海遊丸は、南南西進中、岩礁に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 海遊丸、3.0トン HS3-43409（漁船登録番号）、個人所有 第271-37755号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | 船首部船底外板に破口、プロペラに曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約45cm（岩国） 月齢：0.6 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、甲島西方沖で釣りを行った後、釣り場を変える目的で、甲島南東方沖1.5M付近に位置する山口県岩国市の柱島北方海域に向けて航行した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側にある操縦席に腰を掛け、ヘッドアップ表示としたレーダー及び広域表示としたGPSプロッターを作動させ、約20ノットの対地速力で、手動操舵により航行した。</p> <p>本船は、甲島北方沖を東進し、その後、柱島北方海域に向けて南南西進したところ、甲島北岸の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船が岩礁に乗り揚げた衝撃で、顔面が窓枠に当たって唇に裂傷を負った。</p> <p>船長は、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者は、来援した海上保安庁の監視取締艇により岩国市岩国港まで運ばれた。</p> <p>本船は、船長が手配した起重機船により岩礁から引き出され、広島県坂町の修理事業者にえい航された。</p> <p>船長は、甲島付近を昼間に航行した経験はあったが、夜間の航行は初めてであった。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>船長は、ふだんから目視により航行しており、本船に搭載しているレーダー及びGPSプロッター等の航海計器による船位把握は行っていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| 分析 | <p>本船は、甲島北方沖を南南西進中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けたことから、甲島に接近していることに気付かず、同島北岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから目視により航行していたことから、正確な船位を把握できていない状態で航行を続けていたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、甲島北方沖を南南西進中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けたため、甲島に接近していることに気付かず、同島北岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、夜間に航行する際、目視のみに頼ることなく、レーダーやGPSプロッター等、自船に搭載している航海計器を活用して船位及び針路の確認を十分に行うこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

